

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 厚生会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎市虹が丘町1番1号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 35 年 11 月 1 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 35 年 11 月 1 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	道ノ尾病院 虹が丘病院	長崎市虹が丘1番1号 長崎市虹が丘1番1号	一般病床 150 床
			療養病床 床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]
			精神病床 785 床
			感染症病床 床
			結核病床 床
診療所	みちのおメンタル クリニック	長崎市松山町3番94号松屋ビル 4階	一般病床 床
			療養病床 床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名
			通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
ふれあい	長崎市虹が丘1番1号	宿泊型自立訓練事業所
かいこう	長崎市虹が丘1番1号	指定就労継続支援B型 事業所
すみ香	長崎市エミネント葉山町2番5号	訪問看護ステーション
れいんぼうハウス滑石	長崎市滑石5丁目9-18	サービス付き高齢者向 け住宅
にじいろ	長崎市虹が丘1番1号	訪問介護ステーション
ほの香	長崎市虹が丘1番1号	住宅型有料老人ホーム

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

令和 5 年 6 月 26 日 令和 4 年度決算の決定
令和 年 月 日
令和 年 月 日
令和 年 月 日
令和 年 月 日
令和 年 月 日

注）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当事項なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成 年 月 日 該当事項なし
平成 年 月 日
平成 年 月 日

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

特筆すべき事項なし

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式第一号

法人名 医療法人 厚生会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市虹が丘町1番1号

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	3,183,685	I 流動負債	1,773,157
現金及び預金	1,490,053	買掛金	38,652
事業未収金	1,483,054	短期借入金	550,000
たな卸資産	67,247	リース債務	55,168
前払費用	4,183	未払金	712,197
未収還付法人税等	142,985	未払法人税等	501
その他の流動資産	8,378	未払消費税等	6,976
貸倒引当金	△ 12,216	預り金	148,612
II 固定資産	6,062,055	賞与引当金	236,430
1 有形固定資産	4,832,927	その他の流動負債	24,619
建物	3,722,480		
構築物	216,011	II 固定負債	1,180,124
医療用器械備品	285,542	リース債務	48,475
その他の器械備品	76,728	退職給付引当金	936,297
車両及び船舶	17,607	その他の固定負債	195,350
土地	418,111	負債合計	2,953,281
リース資産	96,447	純資産の部	
2 無形固定資産	40,778	科 目	金 額
ソフトウェア	38,453	I 積立金	6,286,646
その他の無形固定資産	2,324	設立等積立金	2,566,074
3 その他の資産	1,188,349	特別償却準備金	6,341
有価証券	14,214	圧縮積立金	4,534
役員等長期貸付金	30,064	繰越利益積立金	3,709,696
保険積立金	577,760	II 評価・換算差額等	5,812
繰延税金資産	483,077	その他有価証券評価差額金	5,812
その他の固定資産	85,415		
貸倒引当金	△ 2,183	純資産合計	6,292,458
資産合計	9,245,740	負債・純資産合計	9,245,740

様式第二号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 長崎市虹が丘町1番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		9,201,101
2 事業費用		9,047,061
本来業務事業利益		154,039
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		419,409
2 事業費用		411,290
附帯業務事業利益		8,118
事業利益		162,158
II 事業外収益		
受取利息配当金	947	
その他の事業外収益	35,442	36,390
III 事業外費用		
支払利息	1,275	
その他の事業外費用	4,745	6,021
経常利益		192,527
IV 特別利益		
固定資産売却益	4,121	
その他の特別利益	8,481	12,602
V 特別損失		
固定資産除却損	2,667	
その他の特別損失	39,882	42,550
税引前当期純利益		162,579
法人税・住民税及び事業税	141	
法人税等還付税額	△ 92,663	
法人税等調整額	143,258	50,735
当期純利益		111,844

様式 2

法人名 医療法人 厚生会
所在地 長崎市虹が丘町1番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	9,245,740 千円
2. 負 債 額	2,953,281 千円
3. 純 資 産 額	6,292,458 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,183,685
B 固 定 資 産	6,062,055
C 資 産 合 計 (A + B)	9,245,740
D 負 債 合 計	2,953,281
E 純 資 産 (C - D)	6,292,458

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

令和5年度【第64期】監査報告

私たちは、医療法人厚生会の令和5年会計年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査方法の概要

私たちは、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- ① 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- ③ 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和6年6月14日

監事 原口 憲二

監事 渡辺 悦治

様式第四号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 長崎市虹が丘町1番1号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令 和 5 年 4 月 1 日 至 令 和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	積立金					評価・換算差額等		純資産合計
	設立等 積立金	特別償却 準備金	圧縮積立金	繰越利益積 立金	積立金合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
令和5年3月31日 残高	2,566,074	8,305	4,968	3,595,454	6,174,802	2,455	2,455	6,177,258
会計年度中の変動額								
特別償却準備金積立					-			-
特別償却準備金取崩		△ 1,964		1,964	-			-
圧縮積立金取崩			△ 433	433	-			-
当期純利益				111,844	111,844			111,844
積立金の変動以外の当 期変動額						3,356	3,356	3,356
会計年度中の変動額 合計		△ 1,964	△ 433	114,241	111,844	3,356	3,356	115,200
令和6年3月31日 残高	2,566,074	6,341	4,534	3,709,696	6,286,646	5,812	5,812	6,292,458

様式第五号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 長崎市虹が丘町1番1号

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

(単位：千円)

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	10,940,040	84,703	37,319	10,987,424	7,264,943	231,252	3,722,480
	構築物	823,225	1,519	-	824,744	608,733	22,711	216,011
	医療用器械備品	1,149,385	172,721	160,948	1,161,159	875,616	129,495	285,542
	その他の器械備品	595,482	29,135	6,360	618,258	541,530	33,870	76,728
	車両及び船舶	87,510	-	-	87,510	69,902	10,812	17,607
	土地	418,111	-	-	418,111			418,111
	リース資産	321,639	29,322	10,350	340,611	244,164	52,724	96,447
	計	14,335,394	317,402	214,978	14,437,818	9,604,890	480,868	4,832,927
無形固定資産	ソフトウェア				48,080	9,627	4,860	38,453
	その他の無形固定資産				5,464	3,139	262	2,324
	計				53,544	12,766	5,122	40,778
その他の資産	有価証券	11,535	4,679	2,000	14,214			14,214
	役職員等長期貸付金	30,267	6,560	6,763	30,064			30,064
	保険積立金	376,514	248,047	46,800	577,760			577,760
	繰延税金資産	627,659	-	144,581	483,077			483,077
	その他の固定資産	97,151	25,770	36,817	86,104	689	23	85,415
	貸倒引当金	△ 2,183	-	-	△ 2,183			△ 2,183
	計	1,140,943	285,057	236,962	1,189,038	689	23	1,188,349

- (注) 1. 無形固定資産については、資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄は省略しております。
2. 当期増加額の主なものは以下のとおりです。
- 医療用器械備品：虹が丘病院 CT装置102,084千円、高圧蒸気滅菌機12,422千円取得
- 保険積立金：ドル建て生命保険 200,000千円新規契約
3. 当期減少額の主なものは以下のとおりです。
- 医療用器械備品：虹が丘病院 マルチスライスX線CT装置 148,000千円（簿価0千円）売却

様式第六号

法人名 医療法人 厚生会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市虹が丘町1番1号

引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	16,200	103	-	1,903	14,400
賞与引当金	233,010	236,430	233,010	-	236,430
退職給付引当金	960,972	96,557	121,232	-	936,297

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、差額補充法による取崩です。

様式第七号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 長崎市虹が丘町1番1号

※医療法人整理番号

借 入 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	550,000	0.34	令和6年4月
1年以内に返済予定の 長期借入金	-	-		—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	-	-		—
その他の有利子負債				
リース債務	125,697	103,644	1.53	令和6年4月～ 令和10年11月
長期未払金(割賦未払金)	175,003	264,247	1.65	令和6年4月～ 令和11年3月
合 計	300,700	917,891	—	—

(注) その他の有利子負債の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
リース債務	55,168	27,731	9,870	5,960	4,913	-
長期未払金	79,471	74,836	53,293	37,370	19,275	-
計	134,640	102,567	63,163	43,330	24,189	-

様式第八号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 長崎市虹が丘町1番1号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【その他】

種 類 及 び 銘 柄		口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
有価証券	その他有価証券		14,214
計			14,214

様式第九号の一号

法人名 医療法人 厚生会
所在地 長崎市虹が丘町1番1号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務 事業費用	付帯業務 事業費用	合 計
材料費	1,568,710	9,856	1,578,566
給与費	5,602,616	280,777	5,883,394
委託費	276,110	37,333	313,443
経費	1,593,643	82,994	1,676,637
売上原価	-	-	-
その他の事業費用	5,981	328	6,310
計	9,047,061	411,290	9,458,352

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 期末時の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物、及び平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物付属設備、構築物は定額法。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物	6 年～47 年
構築物	5 年～50 年
医療用器械備品	4 年～10 年
その他の器械備品	2 年～17 年
車両及び船舶	2 年～7 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

リース期間定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度

末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。なお、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等はその他の固定資産に計上のうえ 5 年間で均等償却しております。

5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。ただし、1 契約におけるリース料総額が 300 万円未満のリース取引については、賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(2) 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。なお、法人税法上の圧縮記帳が認められている場合には、積立金経理により処理しております。

6. 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供されている資産】

科目	金額（千円）
土地	309,642
建物	3,232,876
構築物	209,097
計	3,751,616

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
短期借入金	550,000
計	550,000

7. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科目	リース料総額（千円）	未経過リース料（千円）
医療用器械備品	7,982	6,984
その他の器械備品	10,368	4,980
計	18,351	11,964

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,604,890 千円

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

項目	金額（千円）
繰延税金資産	
賞与引当金	66,673
退職給付引当金	264,035
土地	144,315
繰越欠損金	143,492
その他	17,576
小計	636,093
評価性引当額	146,493
繰延税金資産合計	489,600
繰延税金負債合計	6,522
繰延税金資産の純額	483,077

(4) 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

内訳	交付者	損益計算書 影響額 (千円)	貸借対照表 影響額 (千円)
新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	長崎県	131,751	3,215
医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金	長崎県	9,960	
病院内保育所運営補助金	長崎県	4,206	
コロナウィルス両立支援等助成金	厚生労働省	2,577	-
コロナウィルス感染症対策補助金	長崎県	2,444	-
オンライン認知等施設整備補助金	長崎県	1,903	
その他		2,512	
合計		155,355	3,215

独立監査人の監査報告書

令和6年6月14日

医療法人厚生会

理事会 御中

中道公認会計士事務所

福岡県福岡市

公認会計士

中道健太

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人厚生会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第64期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す

ることが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上